

令和8年4月1日改定

長野市介護保険関連サービス基盤整備方針

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

(趣旨)

第1 この方針は、「あんしんいきいきプラン21」(第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画)に基づき、当該計画に定める介護保険サービスを提供する施設等の整備(以下「基盤整備」といいます。)を計画的に実施するため、当該計画の期間における基盤整備の時期及び整備事業者の選定方法等を定めるものです。

(基盤整備)

第2 次に掲げる施設については、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条の2第1項本文の指定に当たり、法第78条の2第6項第4号の規定による総量規制を行うことから、より優れた事業計画を有する施設を指定すべき施設としてあらかじめ選定するため、その指定を受けようとする者を公募することにより基盤整備を行うものとします。

(1) 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

2 次の各号に掲げる事業所については、法第78条の13第1項の規定による公募指定により基盤整備を行うものとします。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2) 小規模多機能型居宅介護

(3) 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

3 介護老人保健施設については、法第94条第1項本文の許可に当たり、法同条第5項の規定による総量規制を行うことから、より優れた事業計画を有する施設に対して許可を与える施設としてあらかじめ選定するため、その許可を受けようとする者を公募することにより基盤整備を行うものとします。

4 前各項に定めるもののほか、既存施設の利用状況等を考慮して、公募によらずに基盤整備を行うことがあります。

(公募)

第3 基盤整備に係る公募の時期及び施設等の数は、別表のとおりとします。

2 市長は、基盤整備に係る公募を行おうとするときは、長野市ホームページにより周知するものとします。

3 基盤整備に係る公募に関する詳細な事項は、それぞれの公募に係る募集要領において

定め、前項の周知に併せ公表するものとします。

(選考及び決定)

第4 整備事業者の選考は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）第7条の規定により同条例に規定する長野市地域密着型サービス等運営委員会に設置する長野市介護保険関連サービス基盤整備選考会（以下「選考会」といいます。）において行うものとします。

2 市長は、選考会の審議結果を踏まえ、整備事業者を決定するものとします。

3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに応募者に対し、その結果を通知するものとします。

(指定申請等)

第5 整備事業者として決定した者（以下「整備事業者」といいます。）は、市長が定める日までに法に基づく指定申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとします。

2 地域密着型サービスの指定については、市長は、指定の前に、法第78条の2第7項の規定により長野市地域密着型サービス等運営委員会の意見を聴くものとします。

(指定日)

第6 介護保険の指定は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとします。

(1) 介護保険施設 各月の1日又は16日

(2) 地域密着型サービス 各年度の4月1日、8月1日又は12月1日

(補助金)

第7 整備事業者に対し、長野市介護保険関連サービス基盤整備補助金交付基準により、施設整備に係る補助金を交付する場合があります。

2 補助事業の審査は、長野市社会福祉施設等整備審査会において行います。

3 市長は、長野市社会福祉施設等整備審査会の審査結果を踏まえ交付対象者を決定し、その結果を整備事業者に通知するものとします。

別表（第3関係）

施設類型	整備数	第一次 令和6年 8月	第二次 令和6年 12月	第三次 令和7年 8月	第四次 令和8年 8月
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3施設	1施設	2施設	1施設	1施設
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護(小規模特別養護老人ホ ーム)	1施設		1施設	1施設	1施設
地域密着型特定施設入居者生活介 護	1施設	1施設		1施設	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3施設	2施設	1施設	3施設	2施設
小規模多機能型居宅介護	3施設	1施設	2施設	3施設	2施設
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	3施設	1施設	2施設	3施設	3施設
介護医療院	1施設			1施設	